

第三十五号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「この条例で定める認定の基準は、認定子ども園の認定に必要な最低の基準であるから、」を削り、「この基準」を「次条及び第五条で定める認定の要件」に改める。

第四条の前の見出しを「（認定の要件）」に改め、同条中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項」に、「認定の基準は、」を「要件は、同条第二項各号及び」に、「のとおり」を「に掲げるもの」に改める。

第五条中「第三条第二項第三号」を「第三条第三項」に、「認定の基準は、」を「要件は、同条第四項各号及び」に、「のとおり」を「に掲げるもの」に改める。

別表第一の第一中「共通基準」を「共通要件」に改め、同第一の五に次のように加える。

8 認定子ども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定子ども園である旨の表示をすること。

別表第一の第二中「個別基準」を「個別要件」に改め、同第二の一から三までの規定中「基準」を「要件」に改める。

別表第二の第一中「共通基準」を「共通要件」に改め、同第一の六に次のように加える。

8 認定子ども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定子ども園である旨の表示をすること。

別表第二の第二中「個別基準」を「個別要件」に改め、同第二の一及び二中「基準」を「要件」に改める。

第三十五号 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、認定こども園の認定の要件を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。